公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１５１号
鹿児島県鹿児島市吉野町3216番地200
債務者　藤崎　勝悟
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　和貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１７５号
埼玉県春日部市西宝珠花197番地１
債務者　伊藤今朝夫
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北川　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月28日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２６号
熊本県八代市敷川内町587番地３
債務者　末永　浩美
1　決定年月日時　平成27年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　立山　秀彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第３２４号
京都市上京区丸太町通千本東入中務町491番地　寿苑ビル302号
債務者　高崎　勝則
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　純江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４２０号
京都市右京区花園鷹司町１番地　花園団地10棟402号、住民票上の住所新潟市中央区八千代１丁目３番26号　アパガーデンコート万代216号
債務者　宮田憲二こと　李　　憲二
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　粟野　浩之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３６号
鹿児島県曽於市末吉町二之方5765番地　川内団地７―102、前住所鹿児島県曽於市大隅町月野1692番地９
債務者　川上　英明
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬童　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月26日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第５３９号
愛知県瀬戸市上本町403番地、従前の住所愛知県瀬戸市五位塚町11番地の559
債務者　加藤　仁士
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月３日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７０２号
名古屋市南区内田橋２丁目26番22号　豊田本町公団住宅１棟306号、従前の住所名古屋市瑞穂区牛巻町７番１号　牛巻団地１棟602号
債務者　遠藤　一義
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　秀明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月３日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０１号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷151番地14
債務者　坂本　正義
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０６号
長崎県長崎市滑石１丁目23番23―601号
債務者　本多　一夫
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平山　　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月28日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３４号
鹿児島県鹿児島市伊敷台１丁目２番１号
債務者　有川　　博
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桃木野　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１３５号
鹿児島県鹿児島市伊敷台１丁目２番１号
債務者　有川　稔子
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桃木野　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月28日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４５０号
埼玉県上尾市大字原市585番地５
債務者　中村　健一
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井本　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月８日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８５９号
札幌市西区発寒10条２丁目１番25―503号
債務者　齊藤　和子
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田島麻紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８号
福井県鯖江市御幸町２丁目８番４－２号
債務者　巽　　紀夫
1　決定年月日時　平成27年６月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野条　泰永
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月８日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２１号
福井県鯖江市神明町４丁目７番37号
債務者　カーテック・ＹＯＵこと　上杉　英之
1　決定年月日時　平成27年６月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　雄太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係